

6 贈 与 税

6-1 課 税 状 況

(1) 本年分の課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	110,960	408,439,410
配 偶 者 控 除 額	5,489	84,117,871
基 礎 控 除 額	110,955	122,054,900
基 礎 控 除 後 の 課 税 価 格	実 105,896	206,924,762
同 上 に 対 す る 税 額	87,658	24,987,265
外 国 税 額 控 除	—	—
差 引 納 付 税 額	87,658	24,987,265
納 税 猶 予 額	42	925,488
納 付 税 額	実 87,628	24,061,776
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	—	—
住 宅 取 得 資 金 の 贈 与 額	21,629	123,298,744

調査対象

平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を適用したことにより贈与税額がなくなった者を含む。）

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す

(2) 加 算 税

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	215	6,727	401	22,273	—	—
過 年 分	159	11,401	1,730	195,404	14	17,274
合 計	374	18,128	2,131	217,677	14	17,274

調査対象：(4)に同じ

(3) 課税状況の累年比較

年 分	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	百万円	百万円
10	131,079	405,529	47,278
11	130,168	409,290	45,406
12	124,077	381,795	33,809
13	115,024	432,337	29,089
14	110,960	408,439	24,062

(4) 申告及び処理の状況

区 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額			
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円		
本 年 分	申 告 額	110,979	408,414,378	87,589	23,968,174	
	修正申告による増差額	368	499,095	523	154,171	
	更正による増差額	—	—	—	—	
	更正等による減差額	134	△474,063	156	△60,569	
	決 定 額	—	—	—	—	
計	実	110,960	408,439,410	実	87,628	24,061,776
過 年 分	申 告 額	3,406	14,188,255	2,635	1,827,712	
	修正申告による増差額	337	697,079	380	239,838	
	更正による増差額	—	—	2	8,775	
	更正等による減差額	417	△938,595	432	△241,283	
	決 定 額	3	224,983	3	134,088	
計	実	3,552	14,171,722	実	2,762	1,969,131
合 計	申 告 額	114,385	422,602,634	90,224	25,795,886	
	修正申告による増差額	705	1,196,173	903	394,010	
	更正による増差額	—	—	2	8,775	
	更正等による減差額	551	△1,412,658	588	△301,852	
	決 定 額	3	224,983	3	134,088	
計	実	114,512	422,611,132	実	90,390	26,030,907

調査対象 { 本年分：(1)に同じ
過年分：平成13年以前に贈与により財産を取得した者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を適用したことにより贈与税額がなくなった者を含む。）

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す

(5) 税務署別課税人員（本年分）

税務署名	人 員 (取得財産価額)	税務署名	人 員 (取得財産価額)	税務署名	人 員 (取得財産価額)
	人		人		人
1 千葉東南	1,367	30 江東西	795	60 町田	1,946
2 千葉南	969	31 江東東	524	61 日野	1,363
3 千葉西	1,575	32 荏原	532	62 東村山	2,244
4 銚子	335	33 目黒	2,194	三多摩計	15,640
5 市川	2,713	34 大森	999	東京都計	59,666
6 船橋	1,696	35 雪谷	1,620	63 鶴見	1,015
7 館山	235	36 蒲田	903	64 横浜中	766
8 木更津	624	37 世田谷	2,156	65 保土ヶ谷	1,646
9 松戸	2,438	38 北沢	2,104	66 横浜南	2,344
10 佐原	259	39 玉川	2,238	67 神奈川	2,414
11 茂原	411	40 渋谷	1,962	68 戸塚	2,177
12 成田	1,430	41 中野	1,475	69 緑	3,555
13 東金	381	42 杉並	1,704	70 川崎南	1,004
14 柏	1,822	43 荻窪	1,707	71 川崎北	2,590
千葉 県 計	16,255	44 豊島	1,350	72 川崎西	1,572
15 麴町	396	45 王子	946	73 横須賀	985
16 神田	220	46 荒川	640	74 平塚	2,156
17 日本橋	303	47 板橋	1,868	75 鎌倉	1,478
18 京橋	429	48 練馬東	1,939	76 藤沢	2,892
19 芝	1,037	49 練馬西	1,373	77 小田原	1,116
20 麻布	922	50 足立	883	78 相模原	2,042
21 品川	1,134	51 西新井	671	79 厚木	1,002
22 四谷	853	52 葛飾	1,253	80 大和	2,038
23 新宿	1,011	53 江戸川北	1,258	神奈川 県 計	32,792
24 小石川	942	54 江戸川南	689		
		都 区 内 計	44,026	81 甲府	1,221
25 本郷	925	55 八王子	1,926	82 山梨	334
26 東京上野	532	56 立川	2,239	83 大月	579
27 浅草	619	57 武蔵野	2,611	84 鯉沢	113
28 本所	596	58 青梅	1,133	山梨 県 計	2,247
29 向島	324	59 武蔵府中	2,178	全 管 計	110,960

(注) この表は、「(1) 本年分の課税状況」を税務署別に示したものである。

6-2 贈与財産価額の階級別状況

人員・取得財産価額・税額

区 分	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円 以下	44,074	53,842,529	552,305
150万円 超	11,801	21,740,594	816,409
200万円 "	23,572	66,573,812	3,841,501
400万円 "	21,288	113,084,446	4,259,633
700万円 "	3,314	29,526,778	3,527,646
1,000万円 "	4,914	74,368,956	5,234,034
2,000万円 "	1,871	40,608,897	2,161,524
3,000万円 "	104	3,868,037	1,483,601
5,000万円 "	41	4,800,330	2,091,521
合 計	110,979	408,414,378	23,968,174

調査対象：平成14年中に贈与により財産を取得した者について平成15年6月30日までの当初申告分により納付すべき税額のある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を適用したことにより贈与税額がなくなった者を含む。）